

春日井市ハートフルパーキング事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自宅で生活する高齢者等に対し医療又は介護サービス等を提供する者の訪問時の駐車スペースを確保することにより、円滑にサービスを提供できるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「システム」とは、第4条に定める事業（以下「事業」という。）を実施するためにインターネット上に構築した駐車場予約管理システムをいう。

2 この要綱において「駐車場提供者」とは、市内に駐車スペースを有し、次項の対象事業者等に対し駐車スペースの提供を行う者をいう。

3 この要綱において「駐車場利用者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条又は第8条の2に規定する介護サービス事業を実施する事業所、同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、医師、歯科医師、薬剤師及び市長が必要と認める者（以下これらを「対象事業者等」という。）であって、駐車場提供者が提供する駐車スペース（以下「提供駐車場」という。）を利用する者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、春日井市とする。

(事業内容)

第4条 事業は、システムを用いることにより、駐車場提供者と当該駐車場提供者が提供する駐車スペースを利用しようとする対象事業者等の仲介を行うものとする。

(駐車場の提供登録)

第5条 駐車スペースを提供しようとする者は、システムを用いて登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録を審査し、相当と認めた場合は、前項の登録を行った者に対し、ID及びパスワードを通知するものとする。

3 第1項の規定による登録の変更及び廃止は、システムを用いて行うものとする。

(駐車場の利用登録)

第6条 提供駐車場を利用しようとする対象事業者等は、駐車場利用者登録申込書(第1号様式)に誓約書(第2号様式)を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を審査し、相当と認めた場合は、速やかに届出事項をシステムに登録し、届出をした対象事業者等に対し、ID及びパスワードを通知し、駐車許可証(第3号様式)を発行するものとする。

3 前項の規定による登録の変更及び廃止は、システムを用いて行うものとする。

(駐車場の利用)

第7条 提供駐車場の利用は、事前にシステムを用いて予約を行わなければならない。

2 駐車場利用者は、提供駐車場の利用に際し、駐車許可証を駐車車両の見えやすい場所に掲示しなければならない。

3 駐車場利用者は、前条第3項の規定により登録を廃止した場合は、速やかに駐車許可証を市長に返却しなければならない。

(システム登録の代行)

第8条 システムを利用できない者がシステムの登録並びに登録の変更及び廃止を行う場合は、市が代行して行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(注1) 太枠の項目がシステム内で公開される情報です。

(注2) 駐車場利用には、市が発行する駐車許可証が必要です。追加発行も可能です。

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所
氏 名

誓約書

春日井市ハートフルパーキング事業（以下「事業」という。）に利用者登録するに当たり、以下の事項を厳守することを誓約します。

- 1 事業利用上知り得た個人情報等に関して、春日井市の許可なく公開し、漏洩し、又は利用しないこと。
- 2 駐車場の利用に際し、事故、提供者等とのトラブル、盗難、不正駐車等があった場合は、駐車場利用者が責任を持って対応すること。
- 3 駐車場利用時は、駐車許可証を見やすい場所に掲示すること。
- 4 春日井市が事業の利用を取り消した場合は、速やかに駐車許可証を返却すること。
- 5 駐車場を利用する場合は、協調を保ち、騒音や排ガス等により迷惑をかけるないようにすること。
- 6 利用駐車場の注意事項及び春日井市からの指示事項を遵守すること。



No. _____

駐車許可証

事業所名	
連絡先	

※ 駐車の際は、ダッシュボードなど車外から確認できる位置に置いてください。

春日井市